

冬期福祉給付金(福祉灯油)の申請はお済ですか？

町では、高齢者や障がい者、ひとり親世帯等で下記の要件に該当する世帯に対し、灯油の購入費などの冬期間に増加する経費の一部を支給し、経済支援を行っています。

対象となる世帯へは、2月上旬に案内文書を郵送していますが、申請期日が近づいていますので、お早めに手続きをお願いいたします。

また、下記の要件に該当しているのに、案内文書が届いていない場合は、早急に担当課までご確認ください。

なお、期日までに申請がない場合は、給付金を受け取ることが出来なくなりますので、ご注意ください。

【支給対象となる要件】

基準日となる令和3年1月1日現在、本町の住民基本台帳に記載されている在宅者で、下記のいずれかに該当し、かつ、令和元年中の世帯員全員の合計収入が150万円以下の世帯で、令和2年度の町民税非課税世帯に属し、申請日現在、引き続き支給の要件を有する世帯が対象になります。ただし、生活保護世帯は対象となりません。

①高齢者世帯

- ・満75歳以上の方のみで構成される世帯

②心身障がい者世帯

- ・身体障害者手帳1級又は2級をお持ちの方がいる世帯
- ・療育手帳A判定の方がいる世帯
- ・障害基礎年金を受給されている方のいる世帯
- ・特別児童扶養手当を受給されている方のいる世帯

③ひとり親世帯

- ・児童扶養手当を受給されている世帯等

④準要保護世帯

- ・準要保護世帯として認定された世帯

※在宅者とは、施設入所や長期入院、町外へ長期滞在していない方になります。例として、75歳以上の高齢者のみの夫婦世帯で、二人とも施設入所している場合は、該当になりませんが、夫が施設入所していても、妻が在宅の場合は該当になります。

【支給額】 1世帯あたり5,000円

【受付期間】 令和3年2月1日(月)～3月12日(金)

【お問い合わせ先】

保健福祉課福祉係 ☎2-2454

学童保育所ななかまど 利用者募集

令和3年4月からの、利用申込を受け付けます。

学童保育は、保護者が就労等の理由で昼間家庭にいない児童に対し、放課後・土曜日・夏休みなどに、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的とし、実施しています。

なお、学童保育の運営は、事業を委託し実施しています。また、夏休みの期間など短期間の利用も出来ますのでご相談ください。

【申込期間】

令和3年3月1日(月)～3月12日(金)まで

【対象児童】

小学校就学児童(1年生から6年生)で、次の入所要件を満たす児童

- (1) 保護者が就労、疾病等により昼間居宅内にいない児童
- (2) 保護者が昼間居宅内で労働等(家事を除く)に専念することを常態とし、かつ児童の健全育成上必要と認められる児童等

【学童保育実施場所】

長万部学童保育所ななかまど
(長万部町字長万部450番地10)



【利用時間】

- ・学校の授業日 下校時～午後6時30分
 - ・授業日以外の日 午前8時～午後6時30分
- ※日曜日、第二土曜日、祝日、お盆、年末年始等は、休みになります。

【利用料金】

- ・月額 8,000円

※利用料金は、おやつ代等諸経費を含みます。

なお、傷害・賠償保険料が別途2,000円(年額)が掛かります。

【提出書類】

- ・放課後児童健全育成事業(学童保育)利用申請書(申請書には、保護者の就労等が確認できるものを添付)

※申請書は、保健福祉課で配付しています。

【申込・お問い合わせ先】

保健福祉課福祉係 ☎2-2454